

**交通バリアフリー法基本方針における目標設定**  
**平成22年(2010年)までの達成目標**

旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の全ての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、原則として、

- ・段差の解消
  - ・視覚障害者誘導用ブロックの整備
  - ・身体障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

車両等

| 車両等の種類 | 車両等の総数  | バリアフリー化される車両等の数  |
|--------|---------|--|
| 鉄軌道車両  | 約51,000 | 約15,000 (約30%)   |
| 乗合バス車両 | 約60,000 | 原則として、10～15年で低床化された車両に代替<br>(うちノンステップバス)<br>約12,000～15,000<br>(20～25%) |
| 旅客船    | 約1,100  | 約550 (約50%)  |
| 航空機    | 約420    | 約180 (約40%)  |

社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)

における達成目標(平成19年度まで)

- ・ 段差の解消・・・7割強
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備・・・8割強